

北海道告示第10035号

北海道が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成31年 1月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その9)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
被災地域等販路開拓支援事業補助金 本補助金は、中小企業関係の激甚災害(局激)の指定を受けた地域に所在する小規模事業者が、国の小規模事業者持続化補助金を活用して販路開拓に取り組む場合の自己負担の一部に対して補助し、負担を軽減することにより、その事業継続を支援することを目的として、予算の範囲内で補助する。	中小企業関係の激甚災害(局激)の指定を受けた地域に所在し、平成30年度北海道胆振東部地震の影響を受けた小規模事業者	次の経費のうち国の補助事業である小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けたものの機械装置費等、広報費、展示会等出店費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費	12分の1以内 (12万5千円を限度額とする)	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 平成31年3月29日 提出先 経済部地域経済局中小企業課		実績報告は要しない